

免除要件及び免除手続き

住民税非課税世帯の場合、貸付金の全部または一部の償還免除が可能です。免除には審査がありますので、償還免除を希望する方は、免除申請書(様式1-1)に必要事項を記入し、必要書類を返信用封筒に封入したうえで、特例貸付事務室まで郵送ください。不承認となった場合は、償還対象者となりますので、償還開始までに「償還開始のお知らせ」と「払込票」を送付致します。

生活保護を受給されている場合、障害者手帳の交付を受けた場合など下記の免除要件に該当する方は、特例貸付事務室までお問い合わせください。

申請期間：本通知到着～9月30日 消印有効 郵送のみの受付となります。

免除申請書の受領後、本会にて審査を行い、免除の可否を決定致します。

審査には1ヶ月以上お時間を頂く場合があります。

決定通知の発送は8月以降順次通知致します。

免除要件 免除対象になるかどうかは裏面の免除対象確認フローチャートをご確認ください。

償還免除要件	申請に必要な書類	償還免除対象金額
【要件①】 借受人(および世帯主)の令和3年度または令和4年度の住民税が「均等割・所得割いずれも」非課税と証明されている方	<input checked="" type="checkbox"/> 免除申請書(様式1-1) <input checked="" type="checkbox"/> いまの世帯全員が記載されており、かつ、免除申請時点から3ヶ月以内に発行された住民票の写し(世帯主の氏名・続柄の記載があるもの) <input checked="" type="checkbox"/> 借受人(および世帯主)の同年度の非課税証明書	【要件①】 全額 、償還免除の対象 ※すでに償還した金額は、免除の対象外 【要件②】～【要件⑦】 全額 、償還免除の対象 ※すでに償還した金額は、免除の対象外 ※【要件⑦】調停により償還した金額は、免除の対象外
【要件②】 生活保護を受給している方	<input checked="" type="checkbox"/> これら要件に該当する方はお問い合わせください	
【要件③】 精神保健福祉手帳(1級)または身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受けている方	<div style="border: 1px solid red; padding: 10px; text-align: center;"> 社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会 特例貸付コールセンター TEL 098-975-9586 </div>	
【要件④】 借受人が死亡している場合		
【要件⑤】 借受人が失踪宣告されている場合		
【要件⑥】 自己破産の手続きが完了し、免責が確定している方		
【要件⑦】 個人再生の手続きを行い、免責が確定している方		

